

# 平成 26 年度 東京都立八王子北高等学校(全日制課程)いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月 22 日

校 長 決 定

東京都立八王子北高等学校（以下、本校とする）は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめを防止するための対策に関して、以下の基本方針を定める。なお、いじめとは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものを含む）のことである。

## 1. 理念

- (1)生徒の健全なる心身の発達を図り、ひとりひとりの生徒が安心かつ安全な学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための対策を強化する。
- (2)すべての教職員は、いじめを未然に防止できるよう日ごろから全力をもって取り組み、その兆候や発生を決して見逃さない。
- (3)いじめの発見（疑いや兆候を含む）や通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対してはその人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応に関しては、教職員全員が共通理解をした上で、保護者にも協力を依頼し取り組むと共に、必要に応じて関係機関、専門家等と連携して対応する。

## 2. 組織

本校では、「学校いじめ対策委員会」および「学校サポートチーム」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を迅速かつ組織的に行うこととする。「学校いじめ対策委員会」は、委員長を学校長、副委員長を副校長とし、生活指導主任、生活指導部いじめ対策担当、保健主任、教務主任、各学年主任を委員とする。「学校サポートチーム」は、委員長を学校長、副委員長を副校長とし、学校いじめ対策委員のほか、保護者代表、地域自治会代表をその構成員とする。

## 3. 方策

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する生徒への指導と学校の取組みは、以下のとおり行う。

### (1) 未然防止

- ①ホームルーム、総合的な学習の時間、各種集会等を通して道徳や人権教育の充実とコミュニケーション能力の育成を図る。
- ②ホームルームや部活動、生徒会（委員会）活動などを通して、生徒同士および教職員との信頼関係や相互理解を深める。
- ③生徒会や委員会等による生徒を主体としたいじめ防止活動を支援し、生徒自らがいじめについて考える機会を設ける。
- ④外部団体を積極的に活用し、インターネットの危険性や負の作用などを十分に理解させ、モラルの向上を図る。
- ⑤教職員の対応力強化のための研修会を実施し、いじめ防止に関する資料の提供を行う。

### (2) 早期発見

- ①定期的なアンケートや個人面談等の実施により、生徒同士の日常や学級等の状況把握を行う。
- ②教職員への相談のほか、カウンセリングや各種相談窓口の利用を促す。
- ③授業やホームルームのほか、立ち番や校内巡回等を利用して生徒の状況把握に努める。

④教室内の机、イス、黒板、ゴミ箱等の異常の有無を日常的に確認する。

⑤生徒の動向について、職員間の情報共有に努める。

### (3) 早期対応

①いじめ（疑いや兆候を含む）を発見したり通報を受けた場合は、組織的に速やかに事実関係の究明に取り組む。

②調査は、学校いじめ対策委員会および生活指導部・当該の学年や部顧問等が連携して公平・中立・厳正に行い、すべての事実の解明に努める。

③被害生徒の心身の安全を確保すると共に、その保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

④加害生徒に対する適切な指導と、その保護者に対する助言を行なう。

⑤状況に応じて、学校サポートチーム、その他の関係機関、専門家等に支援を求め、実効性を伴った問題解決を図る。

⑥いじめが解消された後も、継続的に状況確認を行い、被害生徒の心のケアに努める。

## 4. 連携

(1) いじめ等が犯罪行為として認められる場合、もしくはいじめ等により生徒の生命や身体、財産に重大な被害が懸念される場合は、ただちに所轄の警察署に通報して適切な支援を求める。

(2) いじめの内容によっては、刑事司法機関のほか、児童相談所や病院等の専門機関やその他の施設・団体などに支援や助言を幅広く求める。

(3) 被害生徒と加害生徒、双方の保護者に正確な事実関係を伝え、状況に応じて協力を求めると共に、適切な支援を行う。

(4) 発生したいじめに関する情報は、適切かつ継続的に保護者に提供する。

(5) 発生したいじめに関する事実関係とその対応、および解決に至るまでの経過は、随時東京都教育委員会に報告する。

## 5. 重大事態への対応

以下の事態が発生した場合には、速やかに東京都教育委員会に報告し、厳正かつ中立な調査をもってすべての事実関係を詳らかにするよう努める。また、問題解決に向けた方策を進めると共に、被害生徒と保護者に対して関係機関等と連携した支援を行う。

(1) いじめにより生徒の生命や心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

(2) いじめにより生徒が相当な期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

## 6. その他の留意事項

いじめ防止の対策については、その取り組み内容を年次ごとに点検し、必要に応じた改善に努めることとする。